

松田町 高齢者福祉計画・介護保険事業計画

第7期
計画

計画期間 平成 30 年度～ 32 年度

住み慣れた地域での生活を支える「地域包括ケアシステム」の実現を目指し、高齢者の福祉に関する施策を総合的に推進するため、第7期の松田町高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定しました。

概要版

【問い合わせ】
福祉課 高齢介護係 ☎(83)1226

介護保険法の改正

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）」に基づき、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）が改正されました。介護保険制度の改正は、「地域包括ケアシステムの深化・推進」と「介護保険制度の持続可能性の確保」を目的としており、その主な内容は次のとおりです。

1 保険者機能の強化などによる自立支援・重度化防止に向けた取組の推進	①データに基づく課題分析と対応 ②適切な指標による実績評価 ③財政的インセンティブの付与の規定の整備
2 介護医療院の創設	①「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」の機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設が創設
3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進	①「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定 ②市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定 ③地域福祉計画の充実
4 現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し	①2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合が3割に変更
5 介護納付金における総報酬割の導入	①被保険者全員の収入の合計額を元に介護納付金の額を決める仕組み（「総報酬割」）に変更

計画の目的

◆松田町に住むすべての高齢者が、安心して暮らせるよう総合的な施策を着実に推進するとともに、介護保険給付の円滑な実施を図る目的で策定しました。

法令などの根拠

◆老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づく「高齢者福祉計画（老人福祉計画）」と介護保険法第 117 条の規定に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定する高齢者の福祉に関する総合的な計画です。

計画の期間

◆本計画は、平成 30 年度を初年度とし、平成 32 年度を目標年度とする 3 年間の計画です。平成 37 年度までの中長期的な視野に立った施策の展開を図ります。

生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

地域支援事業において、平成 27 年度からスタートさせた介護予防・日常生活総合事業の生活支援・介護予防サービスの充実を図ります。

- ◆生活支援体制整備事業として、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進し、生活支援などサービスの提供体制を充実します。
 - ニーズに合った多様なサービス
 - 住民主体、NPO、民間企業など、多様な主体によるサービスの提供
 - ・地域サロンの開催
 - ・見守り、安否確認
 - ・外出支援 ・家事支援
 - ・介護者支援 など
- ◆高齢者の社会参加生活支援の担い手としての社会参加
 - 現役時の能力を生かした活動
 - 関心がある活動
 - 新たにチャレンジする活動
 - ・一般就労・趣味・介護
 - ・福祉以外のボランティア など

第7期計画の概要（体系）

基本理念

基本施策

元気あふれ心かよう 長寿を喜ぶまち 松田

重点目標

住み慣れた地域で生活を支える地域包括ケアシステムの深化・推進

基本目標

高齢者の尊厳を支える取り組みの推進

介護が必要になっても安心して暮らせる介護保険サービスの充実

高齢者が生きがいを持ち健康で活躍できる地域の実現

高齢者が明るく安心して暮らせる地域の実現

(1) 在宅医療・介護連携の推進

(2) 認知症施策の推進

(3) 地域ケア会議の推進

(4) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

(5) 地域包括支援センターの機能強化

(1) 認知症高齢者支援

(2) 介護者支援

(3) 高齢者の虐待防止・権利擁護の推進

(1) 介護保険制度の円滑な運営と低所得者対策の推進

(2) 介護保険サービスの質の向上

(3) 保険者機能の強化

(1) 保健サービスの提供

(2) 生きがいづくり・生涯学習

(3) 地域福祉の推進

(4) 就労機会の確保

(5) 社会参加・ボランティア活動の推進

(1) 福祉のまちづくり

(2) 生活上の安全対策

(3) 避難行動要配慮者対策の推進